

# 火葬場の都市計画決定について



## ◆都市計画決定について

本市では、市立斎場として長瀬斎場、小阪斎場、楠根斎場、岩田斎場、額田斎場、荒本斎場の6つの斎場を設置していますが、長瀬斎場を除く5つの斎場はいずれも施設・設備の老朽化が進行し、耐用年数を超えた旧式の火葬炉が設置されています。現状のままでは、高齢化の進展に伴い増加する火葬需要への対応が困難になると想定されます。

既存斎場が抱える課題を解決するために、本市では、令和6年度に東大阪市斎場整備基本構想(改訂版)と東大阪市新斎苑整備基本構想を策定し、長瀬斎場を除く5つの斎場を集約して、増加する火葬需要への対応や管理運営の効率化を図るため、新しい斎場(新斎苑)を整備する方針としました。

それら関連計画に基づき、適正な規模の火葬場を適正な位置に整備し、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため、火葬場の位置を都市計画決定するものです。

## ◆建設候補地の選定について

新斎苑の建設候補地に関しては、関係法令、自然環境条件、社会環境条件及び道路交通条件などの整理を行い、各種の条件を考慮して選定を行う必要があります。以下5つの選定条件を整理し、建設候補地として適しているかどうかの検討・評価を実施し、建設候補地を選定しました。

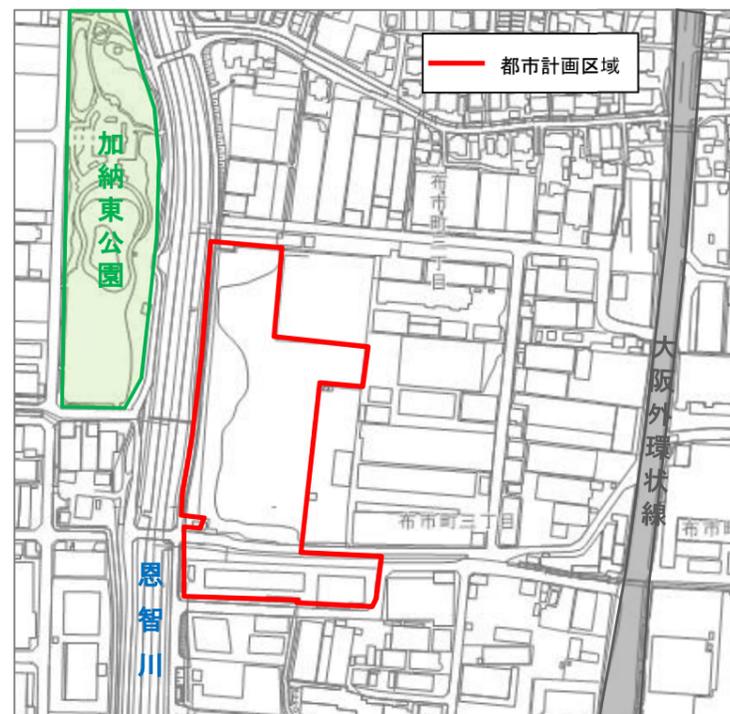
1. 関係法令への適合
2. 敷地条件
3. アクセス条件
4. 災害時の機能維持
5. その他(経済性、工事の容易さ等)

## ◆都市計画決定の関係法令について

- ・都市計画法第11条  
火葬場は都市施設の一つとして位置づけられており、「都市計画に都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるもの」とされています。
- ・建築基準法第51条  
火葬場の位置について、「都市計画区域内においては、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされています。

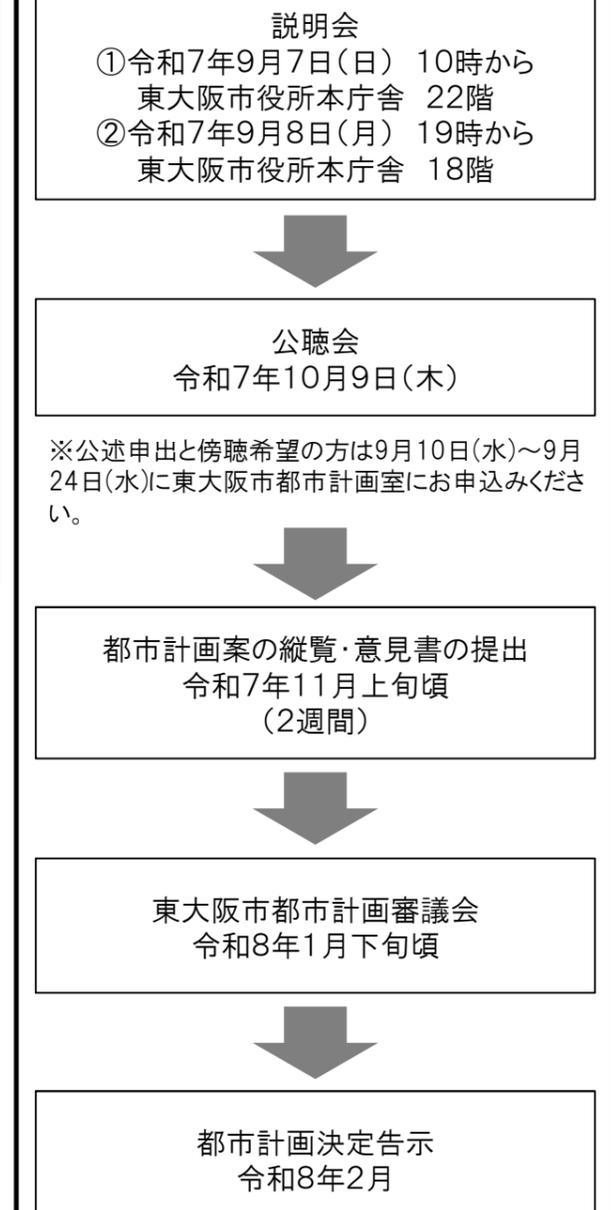
## ◆都市計画決定の内容

- 名称 : 東大阪市火葬場
- 位置 : 東大阪市布市町三丁目・中石切町六丁目
- 面積 : 約2.3ha
- 区域 :



備考 : 火葬炉12基

## ◆都市計画決定までの流れ



## ◆お問合せ先

- 都市計画に関すること  
東大阪市 都市計画室  
TEL:06-4309-3211
- 新斎苑整備事業に関すること  
東大阪市 健康部 斎場管理室  
新斎苑整備課  
TEL:06-4309-3206